

まちづくりのルール

小台一丁目地区 地区計画

を変更しました

小台一丁目の区域（一部除く）では、平成8年に地区計画が定められました。

このたび、工場跡地の利用転換に合わせて、適切な土地利用を誘導するとともに、スーパー堤防の整備や避難協定の締結を進めることにより、安全で水と緑豊かな、住宅・商業・工業の調和する良好な複合市街地の形成を図るためにまちづくりの目標と方針を見直し、一部区域の建物のルールを変更しました。

今後は、このルールに基づき、まちづくりに取り組んでいきます。  **詳しい変更内容は中面へ**

二次元コードから
アクセス▼

これまでの経緯など、詳しくはこちらからご確認いただけます。



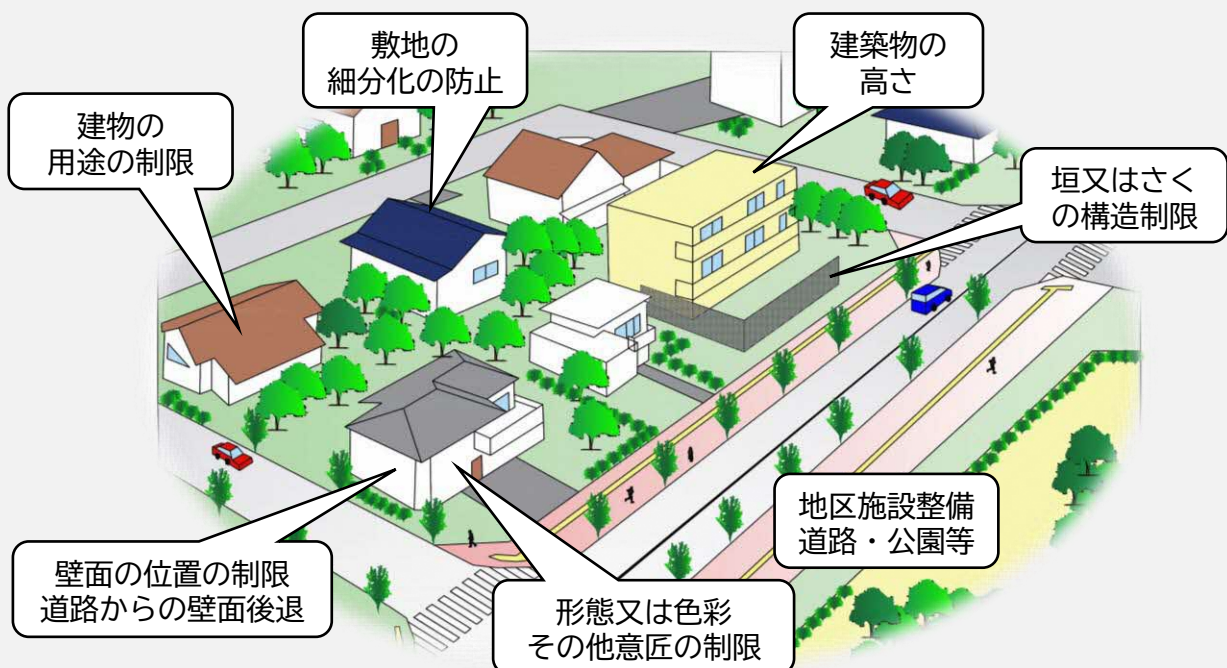
小台一丁目地区のまちづくり

検索



地区計画とは何？

地区ごとにまちづくりを進める手法の一つとして、都市計画法に定められている制度です。地区の特性に応じて、まちづくりの目標や方針、必要なルール、道路や公園などを定めることができます。



▲上記が地区計画で定められる主なルールです。

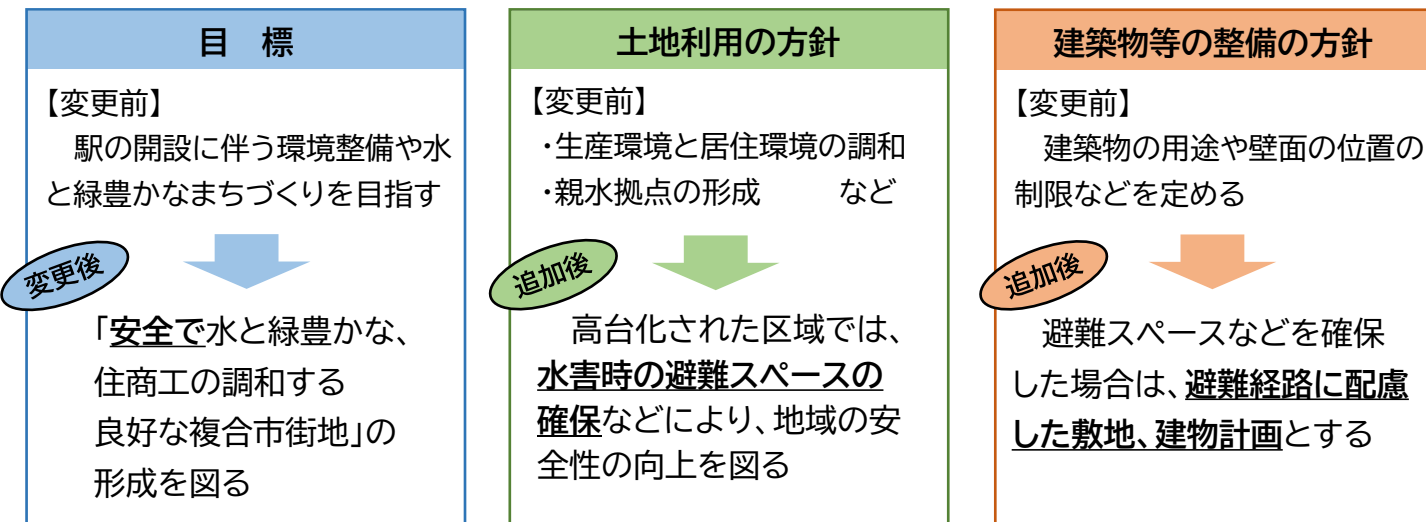
まちづくりのルール：地区計画や防火地域等 変更の内容

■ ① まちづくりの目標と方針の見直し

変更
しました

小台地域は荒川と隅田川という大きな川に挟まれています。

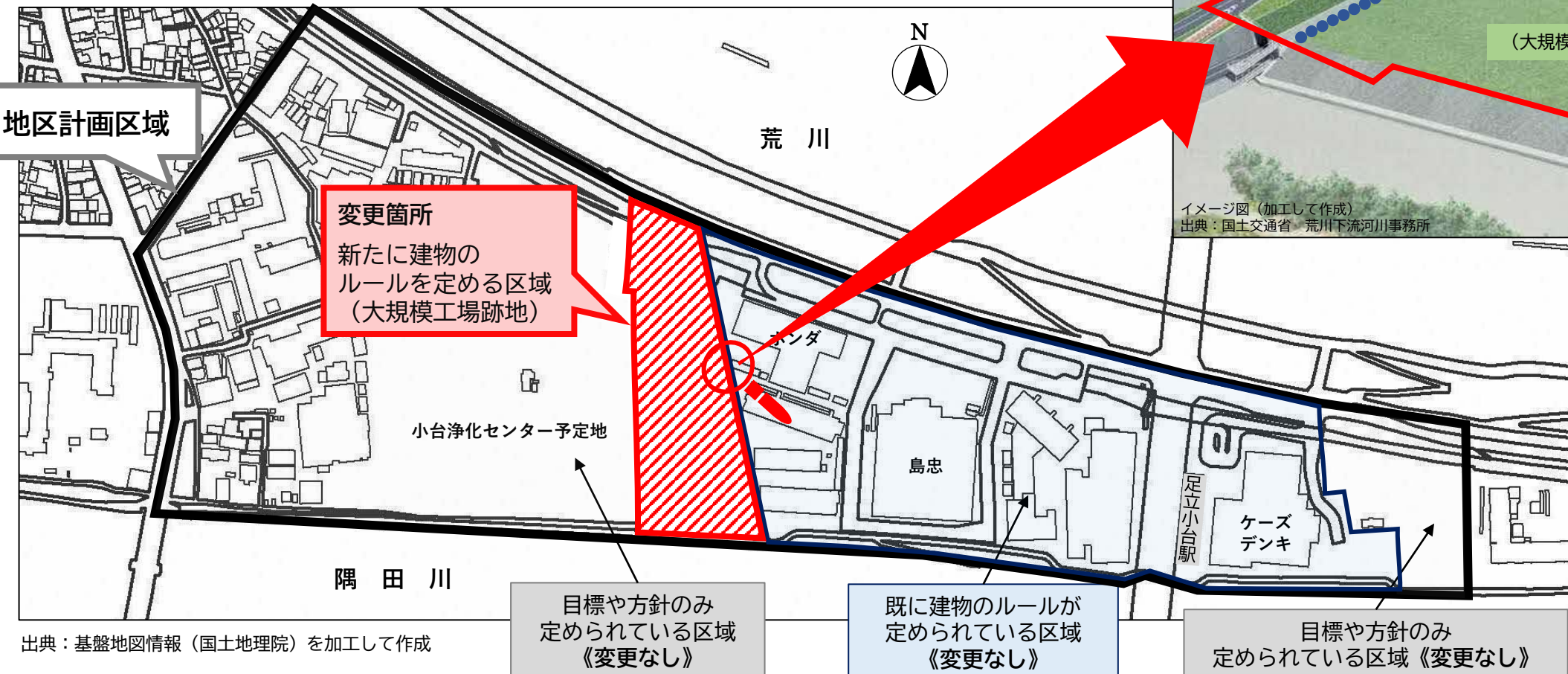
近年、気象の変化により全国で甚大な水害が発生していることを踏まえ、**防災の観点から**、地区計画に定める「まちづくりの目標と方針」を見直します。



■ ② 建物のルールを定める区域の拡大

変更
しました

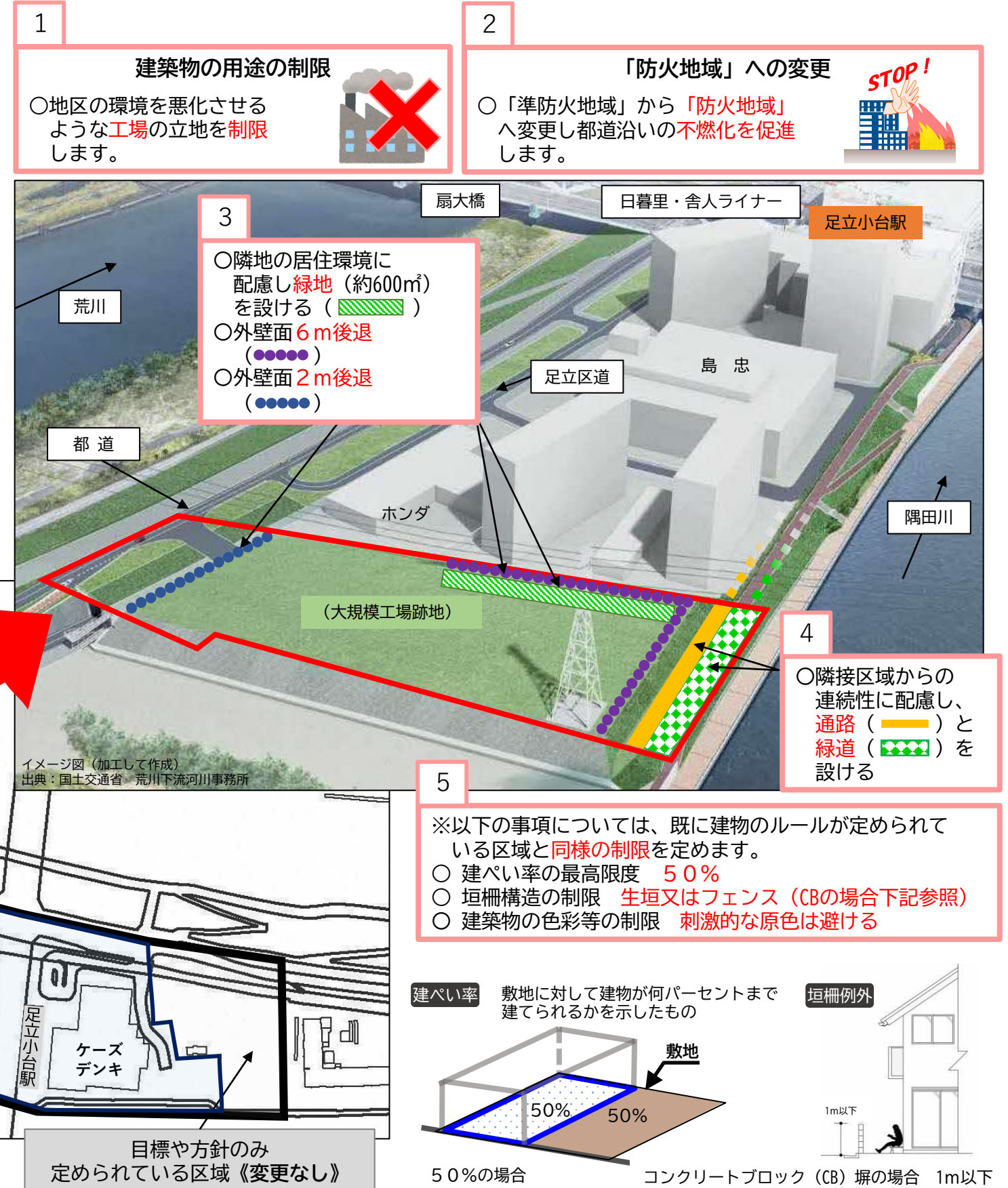
小台一丁目地区はスーパー堤防の整備や大規模な土地利用転換に合わせて、建物のルールを定める区域を拡大し、まちづくりを進めていきます。



■ ③ 大規模工場跡地における建物のルール

変更
しました

住宅・商業・工業の調和する良好な複合市街地の形成を図るために、建て替え等のルールを定め、魅力ある都市環境を創出するために道路、通路及び緑道等を配置します。



■ 各種問い合わせ先

本地区の目標やその実現に向けた方針を地域全体で共有し、行政と区民の協働で、より安全で水と緑豊かなまちを目指しましょう。

地区計画の届出や事業に関するお問い合わせは、各担当窓口までご相談ください。

地区計画の届出に関して

地区計画の区域内で建物の建替えなどを行う際には、都市計画法に基づき工事着手の30日前までに、区に地区計画の届出が必要です。

足立区 都市建設部 建築審査課 審査第二係（足立区役所 中央館4階）

電話 03-3880-5277（直通）

FAX 03-3880-5615



荒川における高規格堤防整備事業に関して

荒川では、洪水による壊滅的な被害から首都圏を守るため、人口が集中した区域で堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、幅の広い堤防（高規格堤防）の整備を進めています。

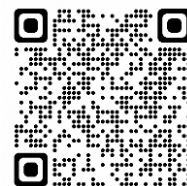
国土交通省 荒川下流河川事務所 沿川開発課

電話 03-3902-3221（直通）

FAX 03-3902-7644



二次元コードから
アクセス▼



隅田川スーパー堤防に関して

隅田川では、大地震に対してより安全性が高く、水辺に親しみやすい堤防をつくるためのスーパー堤防事業が進んでいます。

東京都 江東治水事務所 高潮工事課 スーパー堤防設計担当

電話 03-3692-4903（直通）

FAX 03-3692-9955

スーパー堤防
整備イメージ
（隣接工区）



このニュース、地区計画の変更に関して

資料に関するご質問やご意見、地区計画の変更に関しては下記まで問い合わせください。

足立区 都市建設部

まちづくり課西部地区係（足立区役所 南館4階）

電話 03-3880-5437（直通）

FAX 03-3880-5605

メール machi@city.adachi.tokyo.jp

知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI

11 住み続けられる
まちづくりを

